



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合  
発責 教育・広報部  
2020年3月19日 No.191

## 「賃金制度等の改正について」及び「賃金制度等の改正について(追加)」に関する申し入れ提出 新たなジョブローテーションの実施に伴い、本当に処遇が向上するのか!? 最大11,500円の基本給加算(昇格含む)が、たったの2,000円(昇格廃止)

担務変更毎に1,000円の基本給加算をし、上限4担務4,000円とすること。なお、重複適用可とすること。

【会社提案】2区分以上に達した場合、基本給に2,000円加える。

【現行制度】3職経験(駅→車掌→運転士)で3,000円の基本給加算。

運転士から運転士以外(営業・輸送・課員・主席)への職名の異動に伴い1,500円の基本給加算。

<要求根拠> 3,000円(3職加算) + 1,500円(調整) = 4,500円の基本給加算が2,000円に抑えられるため、4担務の変更を上限とし、担務変更毎に1,000円の基本給加算を求める。

出向期間中は6,000円の出向手当(基準内賃金)を支給すること。

【現行制度】特定の出向先(9社)に出向する場合に、特別措置として月額6,000円の手当が限定されて支給されている。

<要求根拠> 出向するすべての社員に基準内賃金として6,000円の特別措置を求める。

係職1等級者及び係職2等級者が動力車操縦者運転免許を取得した場合「特に指導職1等級」に昇格させること。動力車操縦者運転免許取得直後の4月1日以降、指導職1等級に準じて取り扱うこと。

【会社提案】運転士試験の廃止に伴い特例の昇格も廃止。(令和元年度以前の運転士試験合格者を除く)区分変更における基本給加算2,000円のみで、昇格までも廃止される。

【現行制度】免許取得で係職1等級⇒指導職1等級へ。昇格昇給額は7,000円の加算。

<要求根拠> 2020年4月1日以降、動力車操縦者運転免許を取得した社員へ不利益が生じるため、現行と同様の昇格を求める。

運転士、車掌の発令時期を定めること。

【会社提案】「運転士の見習い」発令の廃止。

<要求根拠> これまでの団体交渉において「検討中」と回答。区分変更の時期も定まっていない。「見習い期間中の職名」と「区分変更に達するのはいつなのか」確定を求める。

「指導操縦者(転換含む)」に指定された全ての社員に職務手当を支給すること。尚、支給期間は見習い業務が終了する日の月末とすること。

【現行制度】新規養成の本教導にしか支給されていない。(専ら従事する者)

<要求根拠> 今後の養成においては同じ職場内に技能講習新規と転換が入り混じり、手当の支給される指導操縦者、支給されない指導操縦者が発生してしまう。技能講習における指導操縦者の役割は新規も転換も同等であるため、転換・予備教導にも支給を求める。

## 社員・家族自身が実感できる「幸福」を実現しよう!